

修士論文、リサーチ・ペーパー審査基準

①学位論文が満たすべき水準	法学又は政治学の学問分野における諸問題について、明確な問題意識に基づいて、研究テーマを自ら設定し、先行研究を渉猟していること、データ及び資料を収集したうえで理論的・実証的分析がなされていること、そして、論旨・主張が明確であり、当該研究分野における研究成果として意義を有する水準に達していると評価できる内容であること。
②学位論文・リサーチ・ペーパー審査概要	1 審査委員の構成 審査の透明性・公平性を確保する観点から、法学研究科委員会の定める審査委員によって行う。 審査委員は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連のある授業科目担当教員のうちから研究科委員会が指名する授業科目担当教員1名を副査とする。ただし、必要あるときは、本大学院の他の研究科又は学部の教員を副査とすることができる。 2 学位請求論文の提出 所定の修士課程在学年限内に、学位請求論文、リサーチ・ペーパー1編3部及び論文要旨3部を、学位申請願を添え、指導教授を通じて、法学研究科委員会に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。 3 学位請求論文の審査期間 修士の学位請求論文、リサーチ・ペーパーの審査並びに最終試験は、学位請求論文が提出されてから、おおむね3か月以内に行う。 4 審査の報告 学位請求論文、リサーチ・ペーパーの審査並びに最終試験の結果は、法学研究科委員会の議を経た後、法学研究科長が学長に報告する。
③審査項目	修士論文 1. 当該学術分野において学問的に考究する意義があるテーマとなっているか。 2. 論文構成が適切かつ体系的であること。 3. 先行研究を踏まえたものであること。 4. 理論的分析・実証的分析が適切になされていること。 5. 論旨・主張が明確でありかつ論理的整合性があること。 6. 当該学術分野において学問的に価値のある結論を提示していること。 7. 表記・表現が適切であること。 リサーチ・ペーパー 1. 当該学術分野において実践的・実務的に意義があるテーマとなっているか。 2. 論文構成が適切かつ体系的であること。 3. 先行研究を踏まえたものであること。 4. 理論的分析・実証的分析が適切になされていること。 5. 論旨・主張が明確でありかつ論理的整合性があること。 6. 当該学術分野において実践的・実務的に価値のある結論を提示していること。 7. 表記・表現が適切であること。
④審査方法	審査委員会は、学位請求論文、リサーチ・ペーパーについて③の審査項目を審査するとともに、最終試験を実施する。最終試験は、法学研究科委員会の定めにより、主として学位請求論文の内容について原則として口頭試問の方法によって行う。
⑤学位授与の要件	修士の学位は、本大学の大学院法学研究科修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文、リサーチ・ペーパーを提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与する。

博士論文審査基準

①学位論文が満たすべき水準	法学又は政治学の学問分野における諸問題のうち解明が求められる問題について、明確な問題意識の下に研究がなされていること、その研究が当該学問分野の発展に貢献する独創性と新規性を有する研究成果であると評価できること、そして、その研究成果が研究者として自立して研究活動に従事するために必要にして十分な能力を有すると評価できる水準に達していると評価できる内容であること。
②学位論文審査概要	1 審査委員会の構成 審査の透明性・公平性を確保する観点から、法学研究科委員会の定める審査委員会によって行う。 審査委員会の構成は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連のある授業科目担当教員のうちから研究科委員会が指名する2名以上の副査を加えて行うものとする。 必要があるときは、法学研究科委員会の議を経て、法学研究科の客員教員、兼任講師、他の研究科若しくは学部の教員又は他大学の大学院、学部若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。 2 学位請求論文の提出 所定の博士後期課程在学年限内に、学位請求論文1編3部及び論文要旨3部を、学位申請願を添え、指導教授を通じて、法学研究科委員会に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。 3 学位請求論文の審査期間 学位請求論文の審査は、当該学位請求論文を受理した日から、1年以内に行う。 4 審査委員会の審査報告 審査委員会は、学位請求論文の審査及び最終試験又は口頭試問の終了後、速やかに、学位請求論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験又は口頭試問の結果の要旨及びその成績に、学位を授与できるか否かの意見を添え、法学研究科委員会に文書をもって審査報告する。 審査委員会は、上記報告の後、学位請求論文及び「専修大学学位規程」に定める審査報告書を法学研究科委員会の委員の閲覧に供するた

②学位論文審査概要	め、1 か月の期間を置く。 ただし、審査委員会は、学位請求論文の審査の結果、その内容が学位を授与するに値しないと認めたときは、最終試験又は口頭試問を行わないことができる。 5 研究科委員会の審議・議決 法学研究科委員会は、前記の報告に基づき、審議のうえ、学位を授与すべきか否かにつき投票により議決する。この議決には、法学研究科委員会構成員総数の3分の2以上の出席と、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。 6 研究科長による学長への報告 法学研究科委員会において学位授与の議決がなされたとき、法学研究科長は、学位請求論文とともに、学位請求者の氏名・学位請求論文の内容、審査結果の要旨、最終試験の結果及び口頭試問の結果を添え、議決の結果を文書で、学長に報告する。
③審査項目	1. 研究テーマ及び問題設定が適切であること。 2. 論文構成が適切かつ体系的であること。 3. 先行研究を踏まえたものであること。 4. 高度な理論的分析・実証的分析がなされていること。 5. 論旨・主張が明確でありかつ論理的整合性が確保されていること。 6. 独創性・新規性など、当該分野における顕著な学術上の意義を有していること。 7. 表記・表現が適切であること。
④審査方法	審査委員会は、学位請求論文について③の審査項目を審査するとともに、最終試験を実施する。最終試験は、法学研究科委員会の定めにより、主として学位請求論文の内容について原則として口頭試問の方法によって行う。
⑤学位授与の要件	博士の学位は、本大学院法学研究科の博士後期課程に3年以上在学し、博士課程所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。